

令和5年8月4日

静岡地方最低賃金審議会
会 長 畑 隆 殿静岡地方最低賃金審議会
静岡県最低賃金専門部会
部会長 畑 隆

静岡県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年6月30日、静岡地方最低賃金審議会において付託された静岡県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

加えて、本年の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望すること、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が活用しやすい、より一層の実効性ある支援の拡充をすることを政府に対し強く要望することも付記する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月2日発効の静岡県最低賃金（時間額913円）は令和3年度の静岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

畑 隆	学校法人常葉大学 常葉大学 経営学部 特任教授
本庄 淳志	国立大学法人静岡大学 人文社会科学部法学科 教授
柳川 実	株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社 執行役員コーポレートマネジメント局長

労働者代表委員

内山 千穂	日本労働組合総連合会静岡県連合会 副事務局長
松浦 信司	スズキ関連労働組合連合会 会長代行
丸山 玄太	JAM静岡 副書記長

使用者代表委員

鈴木 良則	一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事
梶本 丈喜	株式会社ケーイーコーポレーション 代表取締役会長
田中 秀幸	静岡県中小企業団体中央会 専務理事

静岡県最低賃金

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 984円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

静岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

(令和3年度)

- (1) 件名 静岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 913円
- (3) 発効日 令和3年10月2日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和3年度

(3) 生活保護水準(令和3年度)

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の静岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(101,493円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると静岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

913円(静岡県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)
×0.816(可処分所得の総所得に対する比率) = 129,482円